子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

１　児童の生存・保護・発達に関するもの

２　児童の最善の利益・親の第一次的養育責任等児童の特性に配慮したもの

３　児童の意見表明、思想・良心の自由等成人同様の権利を認めるもの

子どもの人権：子どもの基本的人権を尊重することば

放任、遺棄、虐待、プライバシーの侵害

全国保育士倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性をもっています。

私たちは子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人一人の子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

1. 私たちは、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。（子どもの最善の利益の尊重）
2. 私たちは養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができるよう環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。（子どもの発達保障）
3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。（保護者との協力）
4. 私たちは、一人一人のプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。（プライバシーの保護）
5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。（チームワークと自己評価）
6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。（利用者の代弁）
7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。（地域の子育て支援）
8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。（専門職としての責務）